### Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム) 環境活動報告シート(令和4年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

### 八例: 当初提出時に入力する箇所: 上半期提出時に入力する箇所: 下半期提出時に入力する箇所

:必要に応じて適時入力する箇所

所属(課等)		経営企画課		
	連絡先(内線・外線)	4-215		
	環境管理責任推進員	***		
	環境管理推進員	****		
	当初提出日	令和4年6月14日		
提出日	上半期提出日	令和4年10月19日		
	下半期提出日	令和5年4月20日		

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### Ⅰ 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯してい	いることを確認(※病休,産休,育休等は除く)	0	
指定管理者や業務委託業者	(※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)		

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休,産休,育休等は除く) 該当なし

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く) 該当なし

### Ⅱ職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施実施を実施を対している。

### Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1								
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等		規模,	能力等			
フロン類の使用の合理化及び管理の適化に関する法律(フロン排出抑制法)第16条により規定される第一種特定額の管理者の判断の基準となるべき事項	空冷ヒートポンプエアコン ビル用マルチエアコン (業務用空調機 第一種特定製品)		15台 空冷ヒートポンプエアコン13台 (本館5別館8)/ビル用マルチエアコン 2台					
上半期 ※簡易点検は	3ヶ月に1回以上(全機種対象)	下半期 ※簡易点検は	3ヶ月に	10以上(全機和	重対象)			
4月~6月 点検実施日	7月~9月 点検実施日	10月~12月 点検実施日 1月~3月			点検実施日			
4月27日	7月21日	10月18日 1月			30日			
↓ 点検(整備)記録簿へ	の記載を済ませたら○を選択 ↓ <mark>※機器</mark>	を廃棄した後3年間は紙又は電磁的	的記録に	よって保存する	必要あり。			
4月~6月	7月~9月	10月~12月	0	1月~3月	∃	0		
定期点検の実施(下記の機器を保有す	る所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せして	て実施するもの		対象台数	定期点 (今年度の実施			
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上 2台 (9.6・11.25kw) 3年に1回以上						た		
算定漏えい量・充塡量(冷媒の	算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 <b>充填量</b> 」及び「 <b>冷媒の種類</b> 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力 O							
	印事の登録を受けた充塡回収業者より発行された「 	冷媒充塡証明書」を基に点検記録されたな	年間合計充	范塡量				
年間総合実施状況(A 選択リストから遵守・未遵守・評価事		変更点						

2								
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等		規模,	能力等			
フロン類の使用の合理化及び管理の 化に関する法律(フロン排出抑制法) 第16条により規定される第一種特定 の管理者の判断の基準となるべき事	適正 ) 型製品 頁	国はその算定漏えい量等を公表する。(国への報告		空気熱源ヒートポンプチラー (業務用空調機器 第一種特定製品)		2台 三菱電機(株)CAHJ1500BK 本館室外屋上		BK
上半期 ※簡易点検は	<b>は3ヶ</b>	月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)				
4月~6月 点検実施日		7月~9月 点検実施日	***************************************	10月~12月 点検実施日 1月~3月			点検実施日	
4月27日		7月21日		10月18日 1月3			30日	
↓ 点検(整備)記録簿々	への記	記載を済ませたら○を選択 ↓ ※	機器	を廃棄した後3年間は紙又は電磁	核的記錄	によって保存する	必要あり。	
4月~6月		7月~9月	0	10月~12月	0	1月~3月	∃	0
		「属のみ対象。) ※簡易点検に上乗り	せして	実施するもの		対象台数	定期点 (今年度の実施	
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上 3年に1回以上 3年に1回以上							実施し	た
算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 <b>充填量</b> 」及び「 <b>冷媒の種類</b> 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力								
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充塡回収業者より発行された「冷媒充塡証明書」を基に点検記録された年間合計充塡量								
	年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択 遵守 変更点							

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事業では、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	テレビ(ブラウン管式)	3台 局長室·食堂·第4会議室(倉庫)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事なでは、	冷蔵庫	1台 2階経営企画課倉庫
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事業では、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	洗濯機	1台 1階洗濯乾燥室
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

6					
適用法令等	遵守	事項	該当	<b>台活動,設備等</b>	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法) 第5条・8条	第5条 自動車の所する 自動車の所する 長期間自動と長期間自動を表して とり を まって きゅう できる	をいた。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、		公用車	/H22キャンター/H29キャンター/ H29N-ONE/ H13バネット/H6アト ラス /R1ステップワゴン
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		台にして,9月に更新した。 H6アトラス→R4ダイナ

7			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3 条(事業者の責務)	事業者は、その事業活動に伴つて生じた 廃棄物を自らの責任において適正に処理 しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

### 環境活動報告シート 令和4年度

8						
適用法令等		遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
規則で定める規模以上(面積500 又は駐車台数40台以上)の駐車場 する者は、当該駐車場を利用する動車等を駐車する場合において、 放送、書面等により、当該自動車 動機を停止すべきことを周知しない ならない。		(上)の駐車場を管理 場を利用する者が自 合において、看板、 当該自動車等の原		駐車場	210台(5,700㎡)	
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点			

9					
適用法令等	遵守事	項		該当活動,設備等	規模,能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第 23条(指定施設の設置の届出)	騒音を発生さうとされるとさられるというという。 を発生しよる名とというという。 を発生したのの方定ないのの方にのののののののののののののののののののののののののののののののののの	とこが代の記録のでは、、はいいのではのではのでは、、はいいのでは、、ないではのでは、、ないではのでは、、ないではのでは、、ないではのでは、、ないではのでは、では、ないではのでは、では、ないでは、のでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない	,	空冷ヒートポンプチラー	三菱電機(株)CAHJ1500BK 室外屋上2 台(室内1F・2F・3F2エリアと3F食堂 1エリア) /冷房能力 561,507KJ/ 法定冷凍能力 24.92トン
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

10					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
三重県生活環境の保全に関する条例第25条・29条	第30年 第30年 第30年 第30年 第30年 第30年 第30年 第30年	第のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のとでは、他ののでは、いいでは、大学のは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の		空冷ヒートポンプチラー	三菱電機(株)CAHJ1500BK 室外屋上2 台(室内1F・2F・3F2エリアと3F食堂 1エリア)/冷房能力 561,507KJ/ 法定冷凍能力 24.92トン
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

11					
適用法令等	遵守事	項	該当活動,設備等		規模,能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第 31条	指定施設から騒音を発生させる者は、当該指定施設を設置する工場等の敷地境界線において排出基準に適合しない騒音を発生させてはならない。【指定施設】(騒音)空気圧縮機・送風機・ガス圧縮機(原動機の定格出力が7.5kw以上のもの)/冷房機及び冷却塔(冷房能力が1時間当たり104,000KJ以上のもの)			空冷ヒートポンプチラー	三菱電機㈱CAHJ1500BK 室外屋上2 台(室内1F・2F・3F2エリアと3F食堂 1エリア)/冷房能力 561,507KJ/ 法定冷凍能力 24.92トン
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点		

### 環境活動報告シート 令和4年度

12				
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等	
高圧ガス保安法第5条(製造の許可等)	次の各号(省略)の一に該当する者は、 事業所ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならない/次の各号 (省というないがならないがのでは、事業日間ではならる者は、事業日間では、当該各号に定める日の工程類、製造をする高圧ガスの種類のでは、製造をする高圧が表別によりでは、製造を都道所には、大きなのに、製造の方法を記載した。※本市の場合には、では、大きない。※本市の場合に、はないが、大きに係るには、では、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに	空冷ヒートポンプチラー	三菱電機(株)CAHJ1500BK 室外屋上2台(室内1F・2F・3F2エリアと3F食堂1エリア)/冷房能力 561,507KJ/法定冷凍能力 24.92トン/冷媒R22	
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点		

13			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。	下水道排水設備	_
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な	$1 \hookrightarrow 1$	変更点	

14					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市火災予防条例第44条	火を使用する設備又は 火災の発生のおそ、省 火災の発生のおそ、省 (大)を設置を でのようで でのない (大)のでは、	のある設備のうち、路(補足事項参とする者は、あらかまに届け出なければの恐れのある設備】のが「でのある設備」のが「でのある。」では、「別別別別のでのでは、「別別別別のでのででは、「別別別別のでのででである。」では、「別別別別のでである。」では、「別別別別のでである。」では、「別別別別のできます。」では、「別別別別のできます。」では、「別別別別のできます。」では、「別別別別のできます。」では、「別別別別のできます。」では、「別別別別別のできます。」では、「別別別別別別のできます。」では、「別別別別別別別のできます。」では、「別別別別別別別のできます。」では、「別別別別別別別別のできます。」では、「別別別別別別別別別別別別別別のできます。」では、「別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別のできます。」では、「別別別別別別別別別別別別別別のできます。」では、「別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別のできます。」では、「別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別		非常用自家発電装置	ディーゼル機関/軽油/150kvA
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点		

15					
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等		
消防法第17条の3の3	防火対象物の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない6ヶ月毎の機器点検/1年毎の総合点検	非常用自家発電装置	ディーゼル機関/軽油/150kvA		
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択 遵守 変更点					

16			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条	特定では、	上下水道局 庁舎建物(本館,別館)	延べ床面積 4960.79㎡
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

17			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第3条の2	(前後略)第3項 次に掲げる区分に従い、それぞれ次に定める事項について、二月以内ごとに一回、定期に、測定すること。 イ 空気調和設備を設けている場合 令第二条 イの表の第一号から第六号までの上欄に掲げる事項 ロ 機械換気設備を設けている場合 令第二条 イの表の第一号から第三号まで及び第六号の上欄に掲げる事項	上下水道局 庁舎建物(本館,別館)	延べ床面積 4960.79㎡
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

18							
適用法令等	遵守	事項		亥当活動,設備等		規模,	能力等
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第3条の18第4項	(前後略)第4項 空気調和設備内に設けられた排水受けについて、当該排水受けの使用開始時及び使用を開始した後、一月以内ごとに一回、定期に、その汚れ及び閉塞の状況を点検し、必要に応じ、その清掃等を行うこと。ただし、一月を超える期間使用しない排水受けに係る当該使用しない期間においては、この限りでない		上下水道局	引 庁舎建物(本館 <b>,</b>	別館)	延べ床面積	4960.79m²
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点				

19			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
	(前後略)第7項 遊離残留塩素の検査及び貯水槽の清掃を、それぞれ七日以内、一年以内ごとに一回、定期に、行うこと	上下水道局 庁舎建物(本館,別館) (遊離残留塩素の検査のみ)	延べ床面積 4960.79㎡
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

20				
適用法令等	遵守	事項	該当活動,設備等	規模,能力等
	第1項 令第二条第:除は、日常行うものの 六月以内ごとに一回、 行うものとする。()	のほか、大掃除を、 定期に、統一的に	上下水道局 庁舎建物(本館,別館)	延べ床面積 4960.79㎡
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点	

21							
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等			規模,能力等	
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条の5第2項	第2項 令第二条第三号 ずみ等の発生及び侵入の は、次の各号の定めると 一 ねずみ等の発生場所 侵入経路並びにねずみ 受入経路がで、 一 に、統一的に調査を に に 、統一的に調査を ま を 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	防止並びに駆除 ころによる。 所、生息場所及び による被害の状 とに一回、定期 し、当該調査の の発生を防止す	上下办	《道局 庁舎建物(本館 <b>,</b>	別館)	延べ床面積	4960.79m²
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点				

22						
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等		規模,	能力等
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第5条		所有者等は、特定建築物ごと 境衛生管理技術者を選任しな ない		上下水道局 庁舎建物(本館,別館)		4960.79m²
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点			

23						
適用法令等	遵守	事項	該当活動,	設備等	規模,	能力等
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第20条	理、清掃並びにねずる (これらの措置に関す 結果並びに当該措置は 及び整備の状況を含め 簿書類 当該特定建築物 並びに当該特定建築物 る設備の配置及び系統面 その他当該特定 関し環境衛生上必要な 簿書類	おかなければならな 、給水及び排水の管 、給水及び排水の管 、等の防除の状況 の大きの防寒は検査の では、からでは、からでは、のの では、からでは、からでは、からでは、からでは、からでは、からでは、からでは、から	上下水道局 庁舎建物	」(本館,別館)	延べ床面積	4960.79m²
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点			

### IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください(ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参
- 対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。 ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします(プルダウンで選択回答)。

実施予定日	2/1~2/15	
実施人数	実 施 日	2/1~2/15
119 名	訓練内容	フルオロカーボン緊急事態対応手順書,監視装置等の操作方法マニュアルの確認による机上訓練
119 4	実施時の写真撮影有無	0

### V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1~5は、「セルフチェックシート」(別シート)に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

### 【環境目標 1】

節電のため,昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯,未使用時の会議室や書庫の消灯,階段,廊下等の必要最小限点灯

【R4年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

### 【環境目標 2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの 電源を切る

【R4年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

### 【環境目標3】

|森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R4年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

### 【環境目標 4】

### 4 R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす、Reuse:繰り返し使う、Recycle:再生利用する、Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

放底している

### 【環境目標5】

|自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底,出張時の公共交通機関の利用,近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

放底している

### 【環境目標 6】

### 森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合(小数点第2位を四捨五入) 1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」 ※21%:令和3年度の電子決裁数(起案・供覧)を全決裁数(起案・供覧)で除した数値 = 市の電子決裁平均値

> 【R4年度】環境目標6に対する所属の結果 年間の電子 328 決裁数を入力 16.3% 年間の電子 決裁を含む全 2016 決裁数を入力 もう少し努力できる

### 【環境目標7】

### |環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)の割合を高める|

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「O」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。

購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。 (例:A社で法適合商品複数個と,適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える)

【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合(小数点第2位を四捨五入)

空白:「物品購入が無い」 O.O%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」 ※55%: 令和3年度のグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

> 単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」 「GPN」と入っている物品が一つでも入って いる「支出負担行為(単契物品)」の枚数

> > 「支出負担行為(単契物品)」の枚数

R4年度にグ リーン購入(エ リーン購入(エ コ・グリーン・ GPN商品)を含 89 む物品を購入し た件数→

R4年度に購 109 入した件数→

【R4年度】環境目標7に対する所属の結果

81.7%

徹底されている

### ・該当所属のみ入力

### 【環境日標8】

### |環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R4年度 0 作成枚数 →

【R4年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓

作成なし

### VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

### 【令和4年度】各所属で取り組む環境目標

上下水道局へ来局される市民や業者に対して、環境への意識向上のため、各階廊下等へポスターを掲示し、窓口に「鈴鹿エコモーション6」の看板を設置する。

【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】

各階廊下等へポスターを掲示し、窓口に「鈴鹿エコモーション6」の看板を設置した。今後も継続して掲示を行うことで、環境に対する意識の向上に努めていきたい。

### Ⅲ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

• 該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】						
基本	目標	基本方針			施策	
実施施策		実施施策 詳細			担当G	
年間計画(P) (当初入力)						
実施結果(D) (3月入力)		•	■太 凶	4+>1		
評 価(C) (3月入力)			可义 二	コるこ		
改 善(A) (3月入力)						
環境管理責任推進員評価(3月入力・リストから選択)				次年度以降の事業( (3月入力・リストか	の方向性 () () () () () () () () () () () () ()	

### ™ 環境管理責任推進員による評価

• 環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R4年度】							
環境管理責任推進員による総合評価							
法の遵守状況(Ⅲ)	非常訓練(Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果(VI)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (WI)				
①遵守	①実施済	①実施済	該当なし				

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。 「

### Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム) 環境活動報告シート(令和4年度)

※原則,小数点第2位まで入力

: 当初提出時に入力する箇所

: 上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

:必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### 所属(課等) 経理課 連絡先(内線・外線) 内線: (4) 224 環境管理責任推進員 \*\*\*\* 環境管理推進員 \*\*\*\* 当初提出日 令和4年6月10日 令和4年10月3日 上半期提出日 提出日 下半期提出日 令和5年4月18日

### Ⅰ 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- 所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯してい	Nることを確認(※病休,産休,育休等は除く)	0	
指定管理者や業務委託業者	(※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)		

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く) 該当なし

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く) 該当なし

### Ⅱ職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施 実施 セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

### Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
	該当	なし	
年間総合実施状況(入え 選択リストから遵守・未遵守・評価事象	]:3月) なしのいずれかを選択	変更点	

### IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください(ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参
- 対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。 ・訓練実施時の写真をデータで酵して頂くようお願いします(プルダウンで選択回答)

	発さす タースして頂き	このとの限いしより	(ブルダブブ に思	
実施予定日				
宇饰人粉	宇施口			

実施予定日		
実施人数	実 施 日	三大・ソノナト
名	訓練内容	
1	実施時の写真撮影有無	

### V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

•環境目標1~5は、「セルフチェックシート」(別シート)に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

### 【環境目標 1】

節電のため,昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯,未使用時の会議室や書庫の消灯,階段,廊下等の必要最小限点灯

【R4年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

### 【環境目標 2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの 電源を切る

【R4年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

### 【環境目標3】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R4年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

放底している

### 【環境目標 4】

### 4 R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす、Reuse:繰り返し使う、Recycle:再生利用する、Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

### 【環境目標5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

### 【環境目標 6】

### 森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合(小数点第2位を四捨五入)

1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」 ※21%:令和3年度の電子決裁数(起案・供覧)を全決裁数(起案・供覧)で除した数値 = 市の電子決裁平均値

【R4年度】環境目標6に対する所属の結果 年間の電子 決裁数を入力 101 23.0% 年間の電子 決裁を含む全 439 決裁数を入力 徹底されている

### 【環境目標7】 |環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)の割合を高める。 ※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「O」を入力してください。 ※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。 購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。 (例:A社で法適合商品複数個と,適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える) 【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合(小数点第2位を四捨五入) 空白:「物品購入が無い」 O.O%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」 ※55%: 令和3年度のグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値 R4年度にグ リーン購入(エ 単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」 【R4年度】環境目標7に対する所属の結果 「GPN」と入っている物品が一つでも入って GPN商品)を含いる「支出負担行為(単契物品)」の枚数 む物品を購入し O た件数→ 物品購入が無い 「支出負担行為(単契物品)」の枚数 N4年度に賄入した件数→ Ο

### • 該当所属のみ入力

### 【環境日標8】

Z-N-90 Li	,	
環境負荷を	低減す	るため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する
R4年度	0	【R4年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓
作成枚数 →		作成なし

### VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

• 各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

### 【令和4年度】各所属で取り組む環境目標 課内・グループ内の情報共有は、紙媒体の資料による回覧は極力控え、グループウェア(課内掲示板、グループ掲示板等)を有効利用して行う。 【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】 課内職員一同紙の削減を意識し、課内掲示板及びグループ掲示板等の積極的な活用に努めた。今後も紙の削減を意識しながら業務を行う。

### Ⅲ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】					
基本	目標	基本方針		施策	
実施施策		実施施策 詳細		担当G	
年間計画(P) (当初入力)					
実施結果(D) (3月入力)		三大 业	+>1		
評 価(C) (3月入力)		<b>元</b> 》二	るし		
改 善(A) (3月入力)					
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)			次年度以降の事業の (3月入力・リストから	)方向性 6選択)	

### Ⅲ 環境管理責任推進員による評価

• 環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R4年度】								
	環境管理責任推進員による総合評価							
法の遵守状況(Ⅲ)	非常訓練(Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果(VI)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (WI)					
該当なし	該当なし	①実施済	該当なし					

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

### Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム) 環境活動報告シート(令和4年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

:当初提出時に入力する箇所

:上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

:必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### 所属(課等)営業課連絡先(内線・外線)232環境管理責任推進員\*\*\*\*提出日今和4年6月17日上半期提出日令和4年10月6日下半期提出日令和5年4月25日

### Ⅰ 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- 所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯してい	Nることを確認(※病休,産休,育休等は除く)	0	
指定管理者や業務委託業者	(※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)		

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く) 該当なし

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く) 該当なし

### Ⅱ職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施実施を対している。

### Ⅲ 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法) 第5条・8条	第5条 自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車に配配を関連を選択することで製造された自動車を選択することでは、自動車の修理に当たって使用済自動車を明済により得られた物又はこれを使用すること等により、使用済いである。 第8条 自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となったときは、引取り着に当該使用済自動車を引き渡さなけるによったときは、引取り着に当該使用済自動車を引き渡さなける。	がられている。これでは、一直では、一直では、一直では、一直では、一直では、一直では、一直では、一直	H21アクティバン×1台、 H30アクティバン×2台、 H19ザッツ×1台 R2 N-VAN×2台
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

### Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください(ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照)。
- ・対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。 ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします(プルダウンで選択回答)。

実施予定日		
実施人数	実施 🕳 🗾	
名	訓練内	
4	実施時の写真撮影有無	

### V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

• 環境目標1~5は,「セルフチェックシート」(別シート)に各職員が評価や数値を入力すると,各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

### 【環境目標 1】

|節電のため,昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯,未使用時の会議室や書庫の消灯,階段,廊下等の必要最小限点灯

【R4年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

### 【環境目標 2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの 電源を切る

【R4年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

放底している

### 【環境目標3】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R4年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

放底している

### 【環境目標 4】

### 4 R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす、Reuse:繰り返し使う、Recycle:再生利用する、Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

放底している

### 【環境目標5】

|自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底,出張時の公共交通機関の利用,近隣移動時の徒歩・自転車の使用|

【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

放底している

### 【環境目標 6】

### 森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合(小数点第2位を四捨五入)

1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」 ※21%: 令和3年度の電子決裁数(起案・供覧)を全決裁数(起案・供覧)で除した数値 = 市の電子決裁平均値

> 【R4年度】環境目標6に対する所属の結果 年間の電子 決裁数を入力 19 0.6% 年間の電子 決裁を含む全 3360 決裁数を入力 より一層の努力が必要

### 【環境目標7】

|環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)の割合を高める|

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「O」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。 購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。

(例:A社で法適合商品複数個と,適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える)

【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合(小数点第2位を四捨五入)

空白:「物品購入が無い」 O.O%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」 ※55%: 令和3年度のグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

> 単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」 「GPN」と入っている物品が一つでも入って いる「支出負担行為(単契物品)」の枚数 む物品を購入し

R4年度にグ リーン購入(エ コ・グリーン・ 0 GPN商品)を含 た件数→

0

R4年度に購

入した件数→

【R4年度】環境目標7に対する所属の結果

物品購入が無い

「支出負担行為(単契物品)」の枚数

• 該当所属のみ入力

### 【環境目標8】

|環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R4年度

【R4年度】環境目標8に対する所属の結果 →件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓

Ο 作成枚数 → 作成なし

### VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

• 各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

### 【令和4年度】各所属で取り組む環境目標

紙使用の削減のため図面などを電子データで保存するよう努める。下水道への接続や合併処理浄化槽の設置促進が環境負荷の軽減につながるため、普及啓発に努める。

【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】

市広報紙及びインターネットのホームページの活用を行った。引き続き、取り組んでいきたい。 また、下水道へ接続促進や合併処理浄化槽の設置の随時受付についても、引き続き取り組んでいきたい。

### Ⅲ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

• 該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】						
基本目標		基本方針		施策		
生活環境の保全と創造		健全な生活環境の保全		水環境の保全		
実施施策合併処理浄化			合併処理浄化槽の設施することにより生活		担当G	料金G
年間計画(P) (当初入力)	随時申請を受理し補助金の交付を行う。					
実施結果(D) (3月入力)	合併浄化槽への転換を行うことができた。					
評 価(C) (3月入力)	おおむね,合併浄化槽の設置を行うことができた。(161件)					
改 善(A) (3月入力)	事業の継続					
環境管理責任推進員評価(3月入力・リストから選択)	①目標の達成及び,実現のための施策を着実に前進させてお 次年度以降の事り,点検結果においても継続的な改善に努めている (3月入力・リス				①事業の継続	

### ™ 環境管理責任推進員による評価

•環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R4年度】						
	環境管理責任推進員による総合評価					
法の遵守状況(Ⅲ)	非常訓練(Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果(VI)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (WI)			
①遵守	該当なし	①実施済	0			

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

### Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム) 環境活動報告シート(令和4年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例	
	:当初提出時に入力する箇所
	:上半期提出時に入力する箇所
	:下半期提出時に入力する箇所
	- : 必要に応じて適時入力する箇所

	所属(課等)	水道工務課
		334
	環境管理責任推進員	***
	環境管理推進員	***
	当初提出日	7月30日
提出日	上半期提出日	10月19日
	下半期提出日	4月20日

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### Ⅰ 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- 所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯してい	ハることを確認(※病休,産休,育休等は除く)	0	
指定管理者や業務委託業者	(※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)		

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く) 該当なし

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く) 該当なし

### Ⅱ職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施 実施 セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

### Ⅲ施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1				
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事な定う物を実の化めりすら【ンデ形エビ(しとく電学る家努を庭施収等に、るな特ディ若アジ電なが。気は明確とるのでは、ではきょうはにのでは、ではいるのでは、ではいるのでは、ではいるのでは、ではいるのでは、ではいるでは、ではいるでは、ではいるでは、ではいいで、では、ではいいで、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では	に制機当が器は、と的け、形アがレン、池みを蔵りす器該確廃再そにをれ、エコ壁ー、液を込除庫、る廃特実棄商のよ達ば、アン掛トテ晶使む、及特よ棄定に物品求、成な、コーけ形レ式用こでで	冷蔵庫	1台 2階図面・オフセット室
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点		

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8条	第5条 自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制にといり、自動車をといるとともに、自動車の時間ではいるとともに、自動車を選択することでもではなられた物を使用することではならない。 第8条 自動車の所有者は、当該自動車が使用済らない。 第8条 自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となったきは、引取するによりによりない。 第8条 自動車の所有者は、当該自動車が使用済はならない。	公用車	12台
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条及び鈴鹿市公共工事環境配慮指針	地方公共団体は、第10条第一項の規定により届出を要する行為をしるのときにその旨名をしての旨名とさればない。 知を要するが、市長にその旨名とさればない。 知を要するが、市長にその自然をしたのはない。 のはないのはない。 ではないではない。 ではないではない。 ではないではない。 ではないではない。 ではないではない。 ではないではない。 ではないではない。 ではないではない。 ではないではない。 ではないではない。 ではないではない。 ではないではない。 ではないではないではない。 ではないではない。 ではないではないではない。 ではないではないではないではない。 ではないではないではないではないではない。 ではないではないではないではないではないではないではないではないではないではない	一定規模以上の公共工事	
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

### Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください(ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照)
- …。 ・対象所属が,年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し,その実施内容を入力してください。
- ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします(プルダウンで選択回答)。



### V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1~5は、「セルフチェックシート」(別シート)に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

### 【環境目標 1】

節電のため、昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯

【R4年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

### 【環境目標 2】

省エネ・節電のため,冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守,経済運転の励行,長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの 電源を切る

【R4年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

### 【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R4年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

### 【環境目標 4】

### 4 R活動の励行,発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす,Reuse:繰り返し使う,Recycle:再生利用する,Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

### 【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

# 【環境目標 6】 森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため電子決裁を推進する 【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合(小数点第2位を四捨五入) 1%未満「より一層の努力が必要」 1%以上18%未満:「もう少し努力できる」 18%以上:「徹底されている」 ※18%:令和2年度の電子決裁数(起案・供覧)を全決裁数(起案・供覧)で除した数値 = 市の電子決裁平均値 年間の電子 決裁数を入力 110 5.0% 年間の電子 決裁数を3つ全 決裁数を3力 2216

### 【環境目標7】 環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)の割合を高める ※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「O」を入力してください。 ※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。 購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。 (例:A社で法適合商品複数個と,適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える) 【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合(小数点第2位を四捨五入) 空白:「物品購入が無い」 0.0%以上46%未満:「もう少し努力できる」 46%以上:「徹底されている」 ※46%: 令和2年度上半期のグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値 ン購入(エコ・ 単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」 【R4年度】環境目標7に対する所属の結果 グリーン・GPN 「GPN」と入っている物品が一つでも入って O 商品)を含む物 いる「支出負担行為(単契物品)」の枚数 品を購入した件 数→ 物品購入が無い R4年度に購入 Ο 「支出負担行為(単契物品)」の枚数 した件数→

### • 該当所属のみ入力

### 【環境目標8】

### VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

• 各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

### 【令和4年度】各所属で取り組む環境目標 『鈴鹿エコモーション6へのABC』すなわち『当たり前(A)のことを、馬鹿(B)にせず、ちゃんと(C)やる』に対する市民の関心を高めるため、貼紙を掲示する。 【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】 所属の職員、来客に見える場所に環境目標を掲示して、意識して取り組んだ。今後も工夫して取り組みたい。

### Ⅲ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】							
基本	基本方針						
実施施策		実施施策 詳細			担当G		
年間計画(P) (当初入力)							
実施結果(D) (3月入力)			大业	+>1			
評 価(C) (3月入力)		Ē	メ=	'みし			
改 善(A) (3月入力)							
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)				次年度以降の事業( (3月入力・リストカ	の方向性から選択)		

### Ⅲ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R4年度】			
		環境管理責任推進員による総合評価	
法の遵守状況(Ⅲ)	非常訓練(Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果(VI)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (WI)
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

### Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム) 環境活動報告シート(令和4年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

凡	峢	
		:当初提出時に入力する箇所
		:上半期提出時に入力する箇所
		:下半期提出時に入力する箇所
		:必要に応じて適時入力する箇所

	所属(課等)	下水道工務課		
連絡先(内線・外線)		(4) 423		
		****		
	環境管理推進員	****		
	当初提出日	令和4年6月17日		
提出日	上半期提出日	令和4年10月11日		
	下半期提出日	令和5年5月9日		

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### Ⅰ 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- 所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	0	
指定管理者や業務委託業者 ( <mark>※該当がある所属のみ</mark> 業者名を記載してください。)	鈴鹿市清掃 (株)朝日エ	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休,	産休,育	休等は除く)	該当なし
------------------	------	--------	------

### Ⅱ職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施実施を対している。

### Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1							
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,	能力等			
フロン類の使用の合理化及び管理の適正 化に関する法律(フロン排出抑制法) 第16条により規定される第一種特定製品 の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充塡の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存  2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。(国への報告は環境政策課)  3. 機器にフロン類を充塡又は回収する必要がある場合、整備者は充塡又は回収を「第一種フロン類充充塡回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。  4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充塡回収業者」に引き渡すがある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	業務用空調機 第一種特定製品	管理室用エアコン、操作盤室用エアコン 3台(伊船・長澤地区浄化センター1台、 井田川北・汲川原地区浄化センター1 台、三宅・徳居地区浄化センター1台) 【追加】広瀬1台(6/28設置)・御薗 台(7/7設置)				
上半期 ※簡易点検は3ヶ	月に1回以上(全機種対象)	下半期 ※簡易点検は3ヶ月	月に1回以上(全機和	<b>運対象)</b>			
4月~6月 点検実施日	7月~9月 点検実施日	10月~12月 点検実施日	10月~12月 点検実施日 1月~3月				
伊船・長澤 4月25日	伊船・長澤 7月4日 井田川北・汲川原 9月28 日	伊船・長澤 10月24日 井田川北・汲川原 12 月28日		井田川北·汲川原 3月 9日			
井田川北・汲川原 6月29日 三宅・徳居 5月11日	三宅·徳居 8月9日 広瀬 7月5日 御薗 9月29日	三宅・徳居 11月8日 広瀬 10月25日 御薗 12月29日		2月7日 御薗 3月30日			
↓ 点検(整備)記録簿への言	記載を済ませたら○を選択 ↓ <mark>※機器</mark> 	を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録	录によって保存する 	必要あり。			
4月~6月	7月~9月	10月~12月	1月~3月	0			
定期点検の実施(下記の機器を保有する所	「属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せして	実施するもの	対象台数	定期点検 (今年度の実施有無)			
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上 該当なし 該当なし							
	算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 <b>充填量</b> 」及び「 <b>冷媒の種類</b> 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力 次場器整備等で都道府県知事の登録を受けた充塡回収業者より発行された「冷媒充塡証明書」を基に点検記録された年間合計充塡量						
	年間総合実施状況 (入力: 3月) - 遵守 変更点 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択 - 遵守 - 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択 - 遵守 - 変更点 - 変更点 - 変更点 - アルフト・アルフト・アルフト・アルフト・アルフト・アルフト・アルフト・アルフト・						

2					
適用法令等	遵守事	項	該当	<b>á活動,設備等</b>	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事な定う物家実の化めりすら【ンデ形エビ(しとく電業る家努を庭施収等に、るな特ディ若アジ電なが。気が長機とす器るしる料らに 庭ョナはデ受しのるプ庫が開発とる廃よく者金の行 用ナー床ィ信てによう、は用物、にの特搬切払こ置 】ウ室形ナブ電、設式洗は用物、にの特搬切払こ置 】ウ室形ナブ電、設式洗、すの特あ再定をににのに	る排定っ商家す引応法協 ユンユあにウ又築し、こ出家て品庭るきじ律力 ニドニる限ンは物た電とを庭は化用者渡るのし ッ形ッセる管蓄にも気に抑用、等機又しこ目な トエトパ。式電組の冷は制機当が器は、と的け 形アがレ)、池みを蔵りす器該確廃再そにをれ エコ壁ー、液を込除庫りす器該確廃再そにをれ エコ壁ー、液を込除庫りする廃特実棄商のよ達ば アン掛トテ晶使む 及特よ棄定に物品求 成な コ け形レ式用こ び		冷蔵庫	伊船・長澤
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

3					
適用法令等	遵守	事項	該当活動,設備	等	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8条	第5条 自動車の所する 長期間 中の所する 長期間自動車の所する 長期間自動を開発を開発を表した。 一番 から は から	るなり はなが にとをが にとをが にとをが にとの にとの にとの にとの にとの にとの にいる にいる にいる にいる にいる にいる にいる にいる	公用車		7台
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3 条(事業者の責務)	事業者は、その事業活動に伴つて生じた 廃棄物を自らの責任において適正に処理 しなければならない。		施設廃棄物全般
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条及び鈴鹿市公共工事環境配慮指針	地方公共団体は、第10条第一項の規定により届出を要する行為をしその旨を回とさい、市長にその旨を記しなければならない(施行令第8年)(一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一	一定規模以上の公共工事	
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

### Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください(ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参
- ・対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。 ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします(プルダウンで選択回答)。

実施予定	定日	下半期	
実施人数		実 施 日	令和5年2月2日
		訓練内容	Suzuka-EMS緊急事態対応手順書「緊急事態対応手順書」
23	名	実施時の写真撮影有無	0

### V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

• 環境目標1~5は,「セルフチェックシート」(別シート)に各職員が評価や数値を入力すると,各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

### 【環境目標 1】

|節電のため,昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯,未使用時の会議室や書庫の消灯,階段,廊下等の必要最小限点灯

【R4年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

### 【環境目標2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの 電源を切る

【R4年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

放底している

### 【環境目標3】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R4年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

### 【環境目標 4】

### 4 R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce: ごみを減らす、Reuse:繰り返し使う、Recycle: 再生利用する、Refuse: 不要な物は、いりませんと断る

【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

放底している

### 【環境目標5】

|自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底,出張時の公共交通機関の利用,近隣移動時の徒歩・自転車の使用|

【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

敵底している

### 【環境目標 6】

### 森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合(小数点第2位を四捨五入)

1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」

※21%: 令和3年度の電子決裁数(起案・供覧)を全決裁数(起案・供覧)で除した数値 = 市の電子決裁平均値

【R4年度】環境目標6に対する所属の結果 年間の電子 決裁数を入力 114 6.3% 年間の電子 決裁を含む全 1810 決裁数を入力 もう少し努力できる

### 【環境目標7】

|環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)の割合を高める|

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「O」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。 購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。

(例:A社で法適合商品複数個と,適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える)

【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合(小数点第2位を四捨五入)

空白:「物品購入が無い」 O.O%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」 ※55%: 令和3年度のグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

> R4年度にグ 単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」 「GPN」と入っている物品が一つでも入って

リーン購入(エ コ・グリーン・ 3 GPN商品)を含 いる「支出負担行為(単契物品)」の枚数 む物品を購入し た件数→

【R4年度】環境目標7に対する所属の結果

R4年度に購 「支出負担行為(単契物品)」の枚数 入した件数→

12

もう少し努力できる

25.0%

### • 該当所属のみ入力

### 【環境目標8】

### |環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R4年度 19 作成枚数 →

【R4年度】環境目標8に対する所属の結果

↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓

### VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

• 各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

### 【令和4年度】各所属で取り組む環境目標

公共工事設計時に環境に配慮した設計を行い、公共工事設計時の環境配慮チェック表を用いて管理する。

【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】

年間を通して徹底された。次年度も引き続き取り組みを行う。

### Ⅲ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

• 該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】						
基本	基本目標			基本方針		施策
自然と共生する社会の構築	自然と共生する社会の構築		生物多様性の保全		動植物の生育・生息の環境の確保	
実施施策り近な生き物	実施施策 身近な生き物の生息環境の確保		管路及び処理施設の	維持管理	担当G	維持管理G
年間計画(P) (当初入力)	供用開始以降の施設管理()	<b>通</b> 年)				
実施結果(D) (3月入力)	継ポンプについても月1回制	御盤・ポンフ	プの点検を行い、良好な	な状態を維持している	0	,良好な状態を維持している。また,中 適切な維持管理により良好な水質を維持し
評 価(C) (3月入力)	れ,生き物の生	生息状況に効果が見受け	けられる。			
改 善(A) (3月入力)	寺管理に努める	3.				
環境管理責任推進員評価(3月入力・リストから選択)	ための施策を 続的な改善に努	着実に前進させてお 努めている	次年度以降の事業 (3月入力・リスト		①事業の継続	

【環境基本計画 2】						
基本	三目標	基本方針		施策		
生活環境の保全と創造		健全な生活環境の保全		水環境の保全		
実施施策 関連公共下水	ば(汚水)の実施	実施施策 詳細	関連公共下水道(汚2	k) の実施	担当G	下水道第一G•下水道第二G
年間計画(P) (当初入力) 下水道整備拡大(計画・設		計・工事監理)				
実施結果(D) (3月入力)	計画に基づき順次整備を実施	<b></b>				
評 価(C) (3月入力) 計画に基づき順次整備を実		拖できている。				
改 善(A) (3月入力)	帯を進める。					
環境管理責任推進員評価 ①目標の達成及び、実現の流の3月入力・リストから選択) の、点検結果においても継続		こめの施策を 読的な改善に努	i実に前進させてお らめている	次年度以降の事業 (3月入力・リスト		①事業の継続

### ™ 環境管理責任推進員による評価

• 環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R4年度】								
	環境管理責任推進員による総合評価							
法の遵守状況(Ⅲ)	非常訓練(Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果(VI)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (WI)					
①遵守	①実施済	①実施済	0					

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)

### 所属(課等) 南部汚水中継ポンプ場

### 環境活動報告シート(令和4年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例

:当初提出時に入力する箇所

:上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

:必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1						
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等		規模,	能力等	
フロン類の使用の合理化及び管理の適正 化に関する法律(フロン排出抑制法) 第16条により規定される第一種特定製品 の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充塡の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存  2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。(国への報告は環境政策課)  3. 機器にフロン類を充塡又は回収する必要がある場合、整備者は充塡又は回収を「第一種フロン類充塡回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に関盟の管理者は、整備者に対して、整備発注時で理者名を確実に伝達する必要がある。  4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充塡回収業者」に引き渡しを設備業者等にある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機器(業務用・第一種特定製品	a)	2台 電気室用エアコ)	電気室ン(西側・南側	1)
上半期 ※簡易点検は3ヶ	月に1回以上(全機種対象)	下半期 ※簡易点検は	3ヶ月	月に1回以上(全機	種対象)	
4月~6月 点検実施日	7月~9月 点検実施日	1 O月~1 2月 点検実施日 12月23日		1月~3月 点検実施日 3月31日		
6月24日	9月30日					
↓ 点検(整備)記録簿への罰	記載を済ませたら○を選択 ↓ <mark>※機器</mark>	を廃棄した後3年間は紙又は電磁的	的記錄	によって保存する	必要あり。	
4月~6月	7月~9月	10月~12月	0	1月~3月	∃	0
定期点検の実施(下記の機器を保有する所	「属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せして	実施するもの		対象台数	定期点板 (今年度の実施	
	・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1	,		該当なし	該当な	し
	望を行った場合は「 <b>充填量</b> 」及び「 <b>冷媒の</b> 種の			※3月に入力	充填なし	
※機器整備等で都道府県知事で 年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		ででは、 変更点	<b>4</b> 同合i	可以與里		

2					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市火災予防条例 第44条		のある設備のうち, 路(補足事項参 とする者は,あらか 長に届け出なければ 要な火災の恐れの 据付面積2㎡以上の 居付のkw以上の給場 関による発電設備(固 )高圧又は特別高圧		非常用自家発電装置	発電出力(250kVA)/発電方式 (ディーゼル機関)/使用燃料(A重 油)/貯蔵量(1000ℓ・小出槽容量)
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点		•

	3			
	適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
消	節法第17条の3の3	防火対象物の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備令で定める資格を有する者に点検させ、そのにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない6ヶ月毎の機器点検/1年毎の総合点検	消火器,受信機,複合盤,熱感知器,煙 感知器,誘導灯	ABC粉末消火器×5本,P型2級受信機× 1面,P型2級複合盤×3面,熱感知器 (差動式スポット型2種)×8個,熱感知器(定温式スポット型1種)×1個,熱感 知器(定温式スポット型特種)×4個, 短感知器(スポット型2種)×1個,誘導 灯(電池内蔵型)×3個
	年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

### 環境活動報告シート 令和4年度

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
	特定施設・貯油施設等の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が当該特定事業場・当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。	燃料小出槽	貯蔵物(A重油)/貯蔵量(1000ℓ)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市火災予防条例 第46条	指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない/前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを変更又は廃止する場合について準用する。【指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物貯蔵所】危険物の指定数量〇第2石油類(灯油、軽油等)非水溶性液体 1,000L〇第3石油類(重油等)非水溶性液体 2,000L	燃料小出槽	貯蔵物(A重油)/貯蔵量(1000 <i>Q</i> )
年間総合実施状況(入力) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

### Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム) 環境活動報告シート(令和4年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例	
	:当初提出時に入力する箇所
	:上半期提出時に入力する箇所
	:下半期提出時に入力する箇所
	:必要に応じて適時入力する箇所

	所属(課等)	水道施設課	
連絡先(内線・外線)		4351	
環境管理責任推進員		***	
	環境管理推進員	***	
	当初提出日	令和4年6月17日	
提出日	上半期提出日	令和4年10月18日	
	下半期提出日	令和5年4月25日	

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### Ⅰ 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- 所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

0	
)	

・上十朔中に後がみたは初だに催用された嘲臭に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	0				
・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して					

### 携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)

Ⅱ職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。

・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施実施で表示されます。

### Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1								
適用法令等		遵守事項		該当活動,設備等		規模,	能力等	
以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全●簡易点検・定期点検●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止●点検・整備の記録作成・保存  フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項  、機器にフロン類を示填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に表記しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。  4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すが、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すが、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すが、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すが、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すが、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すが要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。				薬用冷蔵庫、冷凍庫、 低温恒温器、薬用保冷庫		5台 薬用冷蔵庫:水質試験室 冷凍庫:薬品室 低温恒温器×2:細菌試験室 薬用保冷庫:細菌試験室		īvi.
	t3ヶ,	 月に1回以上(全機種対象)			<b>は3ヶ月</b>	- 月に1回以上(全機和		
4月~6月 点検実施日		7月~9月 点検実施日		10月~12月 点検実施日 1月~3月			点検実施日	
4月5日		7月5日		10月5日 1月			31日	
↓ 点検(整備)記録簿々	<b>への</b> 記	記載を済ませたら○を選択 ↓ ※	機器	を廃棄した後3年間は紙又は電磁	的記錄	また よって 保存する	必要あり。	
4月~6月	6月 〇 7月~9月 〇 10月~12月 〇				1月~3月	∃	0	
定期点検の実施(下記の機器を保有す	定期点検の実施(下記の機器を保有する所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せして実施するもの					対象台数	定期点 (今年度の実施	
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上                    該当なし <b>該当</b> なし					該当な	U		
算定漏えい量・充塡量(冷媒の	算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 <b>充填量</b> 」及び「 <b>冷媒の種類</b> 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力 充填なし							
※機器整備等で都道府県	知事0	D登録を受けた充塡回収業者より発行され	1た「)	令媒充塡証明書」を基に点検記録された	こ年間合	計充塡量		
年間総合実施状況( 選択リストから遵守・未遵守・評価領				変更点				

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 第6条	事なでは、	冷蔵庫	1階水質試験室 5台/ 3階事務室1台/ 中央管理室1台
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8条	第5条 自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制に当時の事務にの事務にの事務にの事務に当たって会談では、10年の事を選択することを明済自動車を選択することがでは、10年の時間では、10年の時間では、10年の時間ではなり、10年の時間ではなり、10年の時間ではなり、10年の時間ではなり、10年の時間ではなり、10年の時間ではなり、10年の時間ではなり、10年の時間ではなり、10年の時間ではなり、10年の時間では、10年のは、10年ののはでは、10年の時間では、10年の時間では、10年ののは、10年の時間では、10年のは、10年のは、10年のは、10年のは、10年の時間では、10年のは、10	公用車	6台 R2N-VAN1台/ H28フィット・シャトル1台/ H28フィット1台/ H29フィット・シャトル1台/ H29フィット1台/ H19クロスロード1台
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

4						
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備	備等	規模,	能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 12条の2 第2項(事業者の特別管理産 業廃棄物に係る処理)	搬術保のな(粋と備縦上し廃る場)の飛び措ね害別そ必密必必さ上では、「いるなどのなどをでは、「のないのな業にのができるとででは、「のないのな業にができるをでは、「のないのな業にができるをでは、「のないのながでは、では、ないのながでは、では、ないのなができるができるののででは、では、ないのながでは、とののででは、では、ないのながでは、とのでは、とのでは、とのでは、とのでは、とのでは、とのでは、とのでは、との	管がこうでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	廃油(・廃酸・廃ア	'ルカリ)		
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	更点			

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 12条の2 第5項(事業者の特別管理産 業廃棄物に係る処理)	事業者は、その特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条の四第十二項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない	廃油(・廃酸・廃アルカリ)	
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

6					
適用法令等	S F	遵守	事項	該当活動,設備等	規模,能力等
廃棄物の処理及び清掃に関 条の2 第8項(事業者の特 棄物に係る処理)	する法律第12	その事業活動に伴い物を生ずる事業場を設置は、当該事業場でといる当該特別管理産業別る業務を適切に行われ産業廃棄物管理責任である。	置している事業者 こ、当該事業場に係 廃棄物の処理に関す せるため、特別管理	廃油(・廃酸・廃アルカリ)	
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点		

7			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
12条の3 第1項	その事業活動に伴い産業廃棄物を生 事業者は、その産業協会に委託するの産業物の産業内の産業内の産業内の産業のでは、 で定めるというでは、当該を受託するというでは、 を主義を受いるというでは、 を主義をできるがある。 を主義をできるが、 を主義をできる。 を主義をできるでは、 を主義をできるできるできる。 を主義をできるできる。 を主義をできるできる。 を主義をできるできる。 を主義をできるできる。 を主義をできるできる。 を主義をできるできる。 をできるできるできる。 をできるできるできる。 をできない。 をできるできるできるできる。 をできるできるできる。 をできるできるできる。 をできるできるできる。 をできるできるできる。 をできるできる。 をできるできるできる。 をできるできるできる。 をできるできるできる。 をできるできるできる。 をできるできるできる。 をできるできるできる。 をできるできるできる。 をできるできるできるできる。 をできるできるできるできる。 をできるできるできる。 をできるできるできるできる。 をできるできるできるできる。 をできるできるできるできる。 をできるできるできるできるできる。 をできるできるできるできる。 をできるできるできるできるできる。 をできるできるできるできるできるできるできる。 をできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるで	ば処 省令 係る 業産 が産 る場 る 者 の種 た者 める 以下	
年間総合実施状況 (入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な	3月) 遵守	変更点	

8				
適用法令等	遵守	事項	該当活動,設備等	規模,能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 12条の3 第6項	管理票交付者は、前至 五第五項の規定による 付を受けたときは、 終了したことを当該領 確認し、かつ、当該領 送付を受けた日から 間保存しなければな	る管理票の写しの送 当該運搬又は処分が 管理票の写しにより 管理票の写しを当該 環境省令で定める期	廃油 (・廃酸・廃アルカリ)	
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点	

9			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
12条の3第 第7項	管理票交付者は、環境省令で定めるところにより、当該管理票に関する報告書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない	感冲 ( , 感厥) , 感刀!! カリン	_
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

10					
適用法令等	遵守		該当	当活動,設備等	規模,能力等
毒物及び劇物取締法第11条(毒物又は劇 物の取扱)	東はます。 第1項 するれば 第2項 劇物のが出の語 第1項 表をらいては できるが できるが できるが できるが できるが できるが できるが できるが	でい。 は別でのに出こば 事政制又をら 事政制又をら 事のののののののののののののののののののののののののののののののののののの		毒物,劇物	
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

11				
適用法令等	遵守	事項	該当活動,設備等	規模,能力等
毒物及び劇物取締法第12条(毒物又は劇 物の表示)	ては赤地に白色をもっ 字、劇物についてはほ 「劇物」の文字を表表	文字及び毒物につい つて「毒物」の文 白地に赤色をもつて 示しなければならな かを貯蔵し、又は陳 薬用外」の文字及び 物」、劇物について	毒物,劇物	
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点	

27

12					
適用法令等	遵守事	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
毒物及び劇物取締法第16条の2(事故の際の措置)	第1項 毒物若しくはれ、流れ出、しみ出、流れ出、いて、いて、いて場合において、ときは、いて、のがあるときは、消防の形で、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で	又は地下にしみ込 特定又は多数の者 危害が生ずるる保健 に、その旨を保健とめ に属け出るため にはまるだければなら が盗難にあい、又 であるに、その旨を		毒物,劇物	
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

13			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条及び鈴鹿市公共工事環境配慮指針	地方公共団体は、第10条第一項の規定により届出を要する行為をにその旨を記しての旨を記している。 知しなければならない(施行令第8条に対象建設しなければならない(施行令第2条)を引きます。 「対象建設してがよりのでは、「ののでは、「ののでは、ののでは、ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「ののでは、「のののでは、」では、「ののでは、「では、「では、」では、「では、「では、」では、「では、」では、「では、「では、」では、「では、「では、」では、「では、」では、「では、」では、「では、「では、」では、「では、」では、「では、」では、「では、「では、」では、いいは、、」では、いいは、、」では、いいは、、」では、いいは、、」では、いいは、、」では、いいは、、」では、いいは、、は、いいは、いいは、いいは、いいは、いいは、いいは、いいは、いい	一定規模以上の公共工事	
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

### IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください(ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照)。
- 対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- 訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします(プルダウンで選択回答)。

実施予定日		令和5年3月	
実施人数		実 施 日	3月15日
0	名	訓練内容	燃料タンク緊急事態対応
0	10	実施時の写真撮影有無	0

### V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

環境目標1~5は、「セルフチェックシート」(別シート)に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

### 【環境目標 1】

節電のため,昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯,未使用時の会議室や書庫の消灯,階段,廊下等の必要最小限点灯

【R4年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

### 【環境目標 2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R4年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

### 【環境目標3】

森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R4年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

### 【環境目標 4】

### 4 R 活動の励行,発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす,Reuse:繰り返し使う,Recycle:再生利用する,Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

### 【環境目標 5】

| |自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底,出張時の公共交通機関の利用,近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

# 【環境目標 6】 森林資源の枯渇を抑制(紙の削減)するため電子決裁を推進する 【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合(小数点第2位を四捨五入) 1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」 ※21%:令和3年度の電子決裁数(起案・供覧)を全決裁数(起案・供覧)で除した数値 = 市の電子決裁平均値 「R4年度」環境目標6に対する所属の結果 決裁数を入力 → 11 2.6% 年間の電子 決裁数を入力 → 426 もう少し努力できる

### 【環境目標7】 環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)の割合を高める ※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「O」を入力してください。 ※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。 購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。 (例:A社で法適合商品複数個と,適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える) 【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合(小数点第2位を四捨五入) 空白:「物品購入が無い」 0.0%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」 ※55%: 令和3年度のグリーン購入(エコ・グリーン・GPN商品)を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値 リーン購入(エ 単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」 【R4年度】環境目標7に対する所属の結果 コ・グリーン・ 「GPN」と入っている物品が一つでも入って O GPN商品)を含 いる「支出負担行為(単契物品)」の枚数で物品を購入し た件数→ 物品購入が無い R4年度に購 「支出負担行為(単契物品)」の枚数 Ο 入した件数→

### ・該当所属のみ入力

### 【環境目標8】

 環境目標8

 環境目標8に対する所属の結果 ↓ 件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓

 作成済み

### VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

• 各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

## 【令和4年度】各所属で取り組む環境目標 業務の特性上、公用車運転時間が長いため、運転時常に急発進、急ブレーキをしない環境配慮運転を心掛ける。 また、運転手および市民PR用のエコドライブ啓発標示を今年度も継続掲示する。 【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】 実施できている

### Ⅲ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】							
基本	目標		基本方針	施策			
実施施策		実施施策 詳細		担当G			
年間計画(P) (当初入力)							
実施結果(D) (3月入力)			ニナ・ハノ・ナー				
評 価(C) (3月入力)			ジョル				
改 善(A) (3月入力)							
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)			次年度以降の事業 (3月入力・リスト	後の方向性 から選択)			

### ™ 環境管理責任推進員による評価

• 環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R4年度】							
環境管理責任推進員による総合評価							
法の遵守状況(Ⅲ)	非常訓練(Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果(VI)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (WI)				
①遵守	①実施済	①実施済	該当なし				

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

平野送水場

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)

### 環境活動報告シート(令和4年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例

:当初提出時に入力する箇所

:上半期提出時に入力する箇所

: 下半期提出時に入力する箇所: 必要に応じて適時入力する箇所

Ⅲ 施設及び設備等の点検

### ※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1								
適用法令等	適用法令等           遵守事項				規模,	能力等		
以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充塡の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存  2.一定量以上フロン類を痛漏えいさせた者は、算定漏えい書を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。(国への報告は環境政策課)  3. 機器にフロン類を充塡又は回収する必要がある場合、整備者は充塡又は回収を「第一種フロン類充塡回収業者」に表記しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。  4. 機器の廃棄等を実施するは、フロン類を「第一種フロン類充塡回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充塡回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充塡回収業者」に引き渡すが、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充塡回収業者」に引き渡すが、フロン類の引き渡しを設備業者等に表託し「第一種フロン類充塡回収業者」に引き渡すが、フロン類、の引き渡しを設備業者等に表託し「第一種フロン類、充塡回収業者」に引き渡すが、フロン類、不塡回収業者」に引き渡すが、フロン類、の引き渡しを設備業者等に表託し「第一種フロン類、充塡回収業者」に引き渡すが、フロン類、不塡回収業者」に引き渡すがある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。			周機器(業務用・第一種特定象	規模,能力等 8台				
上半期 ※簡易点検は3ヶ	月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検	は3ヶ月	月に1回以上(全機和	重対象)		
4月~6月 点検実施日	7月~9月 点検実施日		10月~12月 点検実施	1月~3月 点検実施日				
6月20日	9月20日		12月22日 3月			24日		
↓ 点検(整備)記録簿への記	記載を済ませたら○を選択 ↓ <mark>※機</mark>	器を廃棄	乗した後3年間は紙又は電磁	兹的記錄	によって保存する!	必要あり。		
4月~6月	7月~9月		10月~12月	0	1月~3月	]	0	
定期点検の実施(下記の機器を保有する所		して実施す	するもの		対象台数	定期点板 (今年度の実施		
■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満】								
昇疋瀬んい重・允県重(冷煤の允項	算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 <b>充填量</b> 」及び「 <b>冷媒の種類</b> 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力 <sub>な持ち</sub> 」							
※機器整備等で都道府県知事	の登録を受けた充塡回収業者より発行された。	こ「冷媒充	塡証明書」を基に点検記録される	た年間合	計充塡量	充填なし		
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	<u> </u>					

所属(課等)

2					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市火災予防条例第44条	機関による発電設備のの一つ高圧又は特別で	のある設備のうち,略(補足事項参とする者は、あらか長に届け出なければの恐れのある設備】の炉〇ボイラー又は湯湯沸し設備〇内燃(固定して用いるも		非常用自家発電装置	送水場(平野/発電機出力500kVA/変圧器(高圧)容量2000kVA/DC電源蓄電池容量200Ah/軽油貯蔵量950ℓ(発電方式:ディーゼル機関)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
水質汚濁防止法 第14条の2 (事故時の措置)	特定施設・貯油施設等の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が当該特定事業場・当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じたければならない。	屋内タンク貯蔵所	平野送水場/貯蔵量950 Q (貯蔵物・軽油)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

### 環境活動報告シート 令和4年度

4					
適用法令等	遵守事	項	該当活動,設備等		規模,能力等
鈴鹿市火災予防条例 第46条	指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない/前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを変更又は廃止する場合について準用する。【指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物貯蔵所】危険物の指定数量○第2石油類(灯油、軽油等)非水溶性液体 1,000L○第3石油類(重油等)非水溶性液体 2,000L			屋内タンク貯蔵所	平野送水場/貯蔵量950 Q (貯蔵物・軽油)
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点		

平田送水場

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)

### 環境活動報告シート(令和4年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

几例

:当初提出時に入力する箇所

:上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

:必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1								
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等		規模,	能力等			
フロン類の使用の合理化及び管理の適正 化に関する法律(フロン排出抑制法) 第16条により規定される第一種特定製品 の管理者の判断の基準となるべき事項	空調機器(業務用・第一種特定製	品)	5台					
上半期 ※簡易点検は3ヶ	月に1回以上(全機種対象)	下半期 ※簡易点検は	<b>は3ヶ月</b>	目に1回以上(全機	種対象)			
4月~6月 点検実施日	7月~9月 点検実施日	10月~12月 点検実施E	1月~3月 点検実施日					
6月20日	9月20日	12月22日	3月24日					
→ 点検(整備)記録簿への記	記載を済ませたら○を選択 ↓ <mark>※機器</mark>	きを廃棄した後3年間は紙又は電磁	的記錄	によって保存する	必要あり。			
4月~6月	7月~9月	10月~12月	0	1月~3	∃	0		
定期点検の実施(下記の機器を保有する所		て実施するもの		対象台数	定期点板 (今年度の実施			
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上					該当な	し		
	算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 <b>充填量</b> 」及び「 <b>冷媒の種類</b> 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力 充填なし							
	の登録を受けた充塡回収業者より発行された「	「冷媒充塡証明書」を基に点検記録された 	年間合	計充塡量				
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点						

所属(課等)

2					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市火災予防条例第44条	火を使用する設備又 火災の発生のおので 大災の発生ののので で で で で で で で で で で で で で で で で で	のある設備のうち,路(補足事項参とする者は,あらか長に届け出なければの恐れのある設備】のがイラー又は別湯湯ルし設備〇ボイラー又内別湯湯沸し設備〇も高圧の変電設備(全		非常用自家発電装置	送水場(平田/発電機出力500kVA/変圧器(高圧)容量1000kVA/DC電源蓄電池容量200Ah/軽油貯蔵量950ℓ(発電方式:ディーゼル機関)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な	- · · · ·	遵守	変更点		

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
水質汚濁防止法 第14条の2 (事故時の措置)	特定施設・貯油施設等の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が当該特定事業場・当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。	屋内タンク貯蔵所	平田送水場/貯蔵量9500(貯蔵物・軽油)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

4							
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規	模,能力等	
鈴鹿市火災予防条例 第46条	指定数量の5分の1月 危険物を貯蔵し,又 者は、あらかじめ、 け出なければならない 同項の貯蔵及び取扱い る場合について準用 5分の1以上指定数 所】危険物の指定数 油,軽油等) 第3石油類(重油等) 2,000L	は取り扱おうとする その旨を消防長に届 い/前項の規定は, いを変更又は廃止す する。【指定数量の 量未満の危険物貯蔵 量〇第2石油類(灯 性液体 1,000L〇		屋内タンク貯蔵所	平田送水場/貯	蔵量950ℓ 油)	(貯蔵物・軽
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点				

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
水質汚濁防止法 第5条	工場ない、	送水場	特定排出量383.02㎡/日
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
水質汚濁防止法 第7条•10条	(第7条)届出をした者は、その届出に係る事項 〇 条第一項第四号から第八号までに掲げの方法でに掲げの方法でに掲げの方法でに掲げの方法の機造の使用ののでは、第項ののでは、第項ののでは、第三のでは、第三ので	送水場	特定排出量383.02㎡/日
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

7			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
水質汚濁防止法 第14条(排出水の汚染 状態の測定等)	排出水を排出では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	特定排出量383.02㎡/日
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

8				
適用法	令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等

### 環境活動報告シート 令和4年度

水質汚濁防止法 第14条の2 (事故時の措置)	特定施設・貯油施設等の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が当該特定事業場・当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く有害物質又は油を含め水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。	送水場	特定排出量383,02㎡/日
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なし		変更点	

庄野送水場

### Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)

### 環境活動報告シート(令和4年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例

:当初提出時に入力する箇所

:上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

: 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1											
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等		規模,	能力等					
フロン類の使用の合理化及び管理の適正 化に関する法律(フロン排出抑制法) 第16条により規定される第一種特定製品 の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品で理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時間はるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要を通りである第一種特定製品の設置環境・使用環境維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行ってのフロン類の充塡の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存  2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算えい量等を国に報告することが求められる。また、質が、整備者は充塡又は回収する必要がある、整備者は充塡又は回収する必要がある、整備者は充塡又は回収を「第一種フロン類を充塡である。第1と表別の管理者は、整備者に対して、整備発注時に理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「認定の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類を充塡回収業者」に引き渡すか、フロン類を「記して設備業者等に委託し「第一種フロン類充塡回収業者」に引き渡す必要がある。また、でで、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	に要境 う 定た報 る充特に 第ンンそお。の ま 漏、告 場塡定管 一類類の	空調機器(業務用•第一種特定勢		1:						
上半期 ※簡易点検は3ヶ	月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検	は3ヶ月	目に1回以上(全機和	重対象)					
4月~6月 点検実施日	7月~9月 点検実施日		10月~12月 点検実施日 1月~3月			点検実施日					
6月20日	9月20日		12月22日 3月2			24日					
↓ 点検(整備)記録簿への記		機器を原	発棄した後3年間は紙又は電磁	核的記錄	によって保存する!	必要あり。					
4月~6月	○ 7月~9月 ○		10月~12月	O	1月~3月	]	0				
定期点検の実施(下記の機器を保有する所		せして実	施するもの		対象台数	定期点板 (今年度の実施					
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上					該当な	し					
算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 <b>充填量</b> 」及び「 <b>冷媒の種類</b> 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力            ※3月に入力											
※機器整備等で都道府県知事の	の登録を受けた充塡回収業者より発行され	た「冷妙	某充塡証明書」を基に点検記録され 	こ年間合	計充塡量	充填なし	<i>)</i>				
		変	年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択								

所属(課等)

2					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市火災予防条例第44条	火を使用する設備又 火災の発生のおので 大人 火災の発生のあるで 大人 大人 大人 大人 大人 大人 大人 大人 大人 大人 大人 大人 大人	のある設備のうち, 略(補足事項参 とする者は,あらか 長に届け出なければ の恐れのある設備】 の炉〇ボイラー又は 3湯湯沸し設備〇内燃 (固定して用いるも 高圧の変電設備(全		非常用自家発電装置	送水場(庄野/発電機出力375kVA/変 圧器(高圧)容量750kVA/DC電源蓄電 池容量200Ah/軽油貯蔵量950ℓ(発 電方式:ディーゼル機関)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
水質汚濁防止法 第14条の2 (事故時の措置)	特定施設・貯油施設等の破損その他の 故が発生し、有害物質又は油を含むが 当該特定事業場・当該貯油事業場等が 公共用水域に排出され、又は地下に対 したことにより人の健康又は生活環境 係る被害を生ずるおそれがあるときに 高ちに、引き続く有害物質又は知を含 水の排出又は浸透の防止のためのにその 技で表するとともに、速やかにその 故の状況及び講じた措置の概要を都 県知事に届け出なければならない。	が ら 透 に に 、 屋内タンク貯蔵所 む の の	庄野送水場/貯蔵量950 Q (貯蔵物・軽 油)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

### 環境活動報告シート 令和4年度

4								
適用法令等	手	<b>遵</b> 守	事項		該当活動,設備等		規模,能力等	
鈴鹿市火災予防条例 第4	16条	指定数量の5分の1月 危険物を貯蔵し,又 者は,あらかじめ, 付出なければならない 同項の貯蔵及び取扱い る場合について準用 5分の1以上指定数 所】危険物の指定数 油,軽油等)非水溶り 第3石油類(重油等) 2,000L	は取り扱おうとする その旨を消防長に届 ハ/前項の規定は, ハを変更又は廃止す する。【指定数量の 量未満の危険物貯 量 量 (1,000L)		屋内タンク貯蔵所	庄野送水場	引/貯蔵量950ℓ 油)	(貯蔵物・軽
年間総合実 選択リストから遵守・未過	実施状況(入力: 遵守・評価事象なし		遵守	変更点				

河田送水場

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)

## 環境活動報告シート(令和4年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例

:当初提出時に入力する箇所

: 上半期提出時に入力する箇所: 下半期提出時に入力する箇所

:必要に応じて適時入力する箇所

. が女に心して過過バグラッと目が

#### ※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市火災予防条例第44条	機関による発電設備 の) ○高圧又は特別	のある設備のうち,路(補足事項参とする者は、あらか長に届け出なければの恐れのある設備】の別のボイラー又は湯湯沸し設備〇内燃(固定して用いるも		非常用自家発電装置	送水場(河田/発電機出力20kVA/変 圧器(高圧)容量750kVA/DC電源蓄電 池容量50Ah/軽油貯蔵量198ℓ(発電 方式:ディーゼル機関)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
水質汚濁防止法 第5条	工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようにからときは、環境省令で定めるところび住のの事項(〇氏はあるとの、次の事項(〇氏はあるとのではあるとのではあるとのではあるとのではあるとのではある。) では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	送水場	特定排出量146.02㎡/日
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
水質汚濁防止法 第7条・10条	(第7条)届出をした著は、その届はにで、 一年のでは、そのでは、そのでは、そのでは、 一年のでは、では、 一年のでは、 一年ののでは、 一年ののでは、 一年ののでは、 一年ののでは、 一年ののでは、 一年のでは、	係る第項 ○ 京法 びに 変と できない できない できない できない できない できない できない できない	特定排出量146.02㎡/日
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

# 環境活動報告シート 令和4年度

4				
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等	
水質汚濁防止法 第14条 (排出水の汚染 状態の測定等)	排出ない、では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	①水質汚濁防止法による水質等の測定に則り測定すること。②記録の保存は3年間	特定排出量146.02㎡/日	
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点		

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
水質汚濁防止法 第14条の2 (事故時の措置)	特定施設・貯油施設等の破損その他の設めが発生し、有害物質又は油を含む水が当該特定事業場・当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸いしたことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその設めの状況及び講じた措置の概要を都道原知事に届け出なければならない。	が   	特定排出量146.02㎡/日
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

広瀬送水場

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)

# 環境活動報告シート(令和4年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

几例

:当初提出時に入力する箇所

:上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

:必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市火災予防条例第44条	機関による発電設備の)〇高圧又は特別	のある設備のうち, 略(補足事項参 とする者は,あらか 長に届け出なければ の恐れのある設備】 の炉〇ボイラー又は 診湯湯沸し設備〇内燃 (固定して用いるも		非常用自家発電装置	送水場(広瀬/発電機出力105kVA/変 圧器(高圧)容量100kVA/DC電源蓄電 池容量-Ah/軽油貯蔵量490ℓ(発電方 式:ディーゼル機関)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

2				
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等	規模,能力等
水質汚濁防止法 第14条の2 (事故時の措置)	特定施設・貯油施設等の破損故が発生し、有害物質又は当該特定事業場・当該門出され、又共用水域に排出され、又はしたことにより人の健康れが良いとによりるおき続く有害がある。当き続く有害が関係の非出するととともはあるが、別及び講じともはあるが、別及び講じるとは、別の状況及び講じたはでは、別の状況及び講じたはできる。	曲を含む水が 事業場でで は地下で は生活でで は生活でで は生活でで はないで で で で で で で で で で で で で で で で で で で	屋内タンク貯蔵所	広瀬送水場/貯蔵量490ℓ(貯蔵物・軽 油)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守   変更点	ā	

3				
適用法令等	遵守事項		該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市火災予防条例 第46条	指定数量の5分の1以上指定数量危険物を貯蔵し、又は取り扱おる者は、あらかじめ、その旨を消除け出なければならない/前項の財蔵及び取扱いを変更又はる場合について準用する。【指定5分の1以上指定数量未満の危所】危険物の指定数量〇第2石油、軽油等)非水溶性液体 1,0第3石油類(重油等)非水溶性液2,000L	うとする 防長は、 規廃上す 定数貯量の 険 強類 DOOLO	屋内タンク貯蔵所	広瀬送水場/貯蔵量490ℓ(貯蔵物・軽 油)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		守変更点		

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)

# 環境活動報告シート(令和4年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

所属(課等) 住吉配水池

凡例

:当初提出時に入力する箇所

:上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

: 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1					
適用法令等	遵守	·事項		該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市火災予防条例第44条	機関による発電設備の)〇高圧又は特別	のある設備のうち, 路(補足事項参 とする者は,あらか 長に届け出なければ の恐れのある設備】 の炉〇ボイラー又は 冷湯湯沸し設備〇内燃 (固定して用いるも		非常用自家発電装置	配水池(住吉/発電機出力22.5kVA/変圧器(高圧)容量-kVA/DC電源蓄電池容量-Ah/軽油貯蔵量190ℓ(発電方式:ディーゼル機関)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な	3月)	遵守	変更点	配水池切替に伴い,	発電機規模・能力を更新

道伯配水池

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)

## 環境活動報告シート(令和4年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

所属(課等)

凡例

:当初提出時に入力する箇所

:上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

:必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市火災予防条例第44条	機関による発電設備の)〇高圧又は特別	のある設備のうち、 略(補足事項参 とする者は、あらか 長に届け出なければ の恐れのある設備】 の炉〇ボイラー又は 冷湯湯沸し設備〇内燃 (固定して用いるも		非常用自家発電装置	配水池(道伯/発電機出力6kVA/変圧器(高圧)容量-kVA/DC電源蓄電池容量-Ah/軽油貯蔵量72ℓ(発電方式:ディーゼル機関)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点	令和5年2	2月3日に施設休止

高岡配水池

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)

# 環境活動報告シート(令和4年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例

:当初提出時に入力する箇所

: 上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

:必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

#### Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1						
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等		規模,	能力等	
フロン類の使用の合理化及び管理の適正 化に関する法律(フロン排出抑制法) 第16条により規定される第一種特定製品 の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充塡の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存  2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。(国への報告は環境政策課)  3. 機器にフロン類を充塡又は回収する必要がある場合、整備者は充塡又は回収を「第一種フロン類充塩」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。  4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充塡回収業者」に引き渡すか、フロン類を介望する必要がある。  4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充塡回収業者」に引き渡すか、ラロン類を「第一種フロン類を「第一種フロン類をでで、個別で記述を設備業者等に表話して、回収依頼書の交付等が必要。	空調機器(業務用・第一種特定製	製品)	1台		
上半期 ※簡易点検は3ヶ	月に1回以上(全機種対象)	下半期 ※簡易点検	は3ヶ月	目に1回以上(全機和	重対象)	
4月~6月 点検実施日	7月~9月 点検実施日	10月~12月 点検実施日 1月~3月			点検実施日	
6月20日	9月20日	12月22日		3月2	24日	
↓ 点検(整備)記録簿への訓	記載を済ませたら○を選択 ↓ <mark>※機</mark> 器	号を廃棄した後3年間は紙又は電荷	兹的記錄	最によって保存する!	必要あり。	
4月~6月	7月~9月	10月~12月	0	1月~3月		0
定期点検の実施(下記の機器を保有する所		て実施するもの		対象台数	定期点板 (今年度の実施	
					該当な	
	算定漏えい量・充塡量(冷媒の充填を行った場合は「 <b>充填量</b> 」及び「 <b>冷媒の種類</b> 」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力 充填なし					
※機器整備等で都道府県知事の	の登録を受けた充塡回収業者より発行された	冷媒充塡証明書」を基に点検記録され	た年間合	計充塡量	7078.00	
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な	191	変更点				

2					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市火災予防条例第44条	機関による発電設備の) 〇高圧又は特別	のある設備のうち, 略(補足事項参 とする者は,あらか 長に届け出なければ の恐れのある設備】 の炉〇ボイラー又は 冷湯湯沸し設備〇内燃 (固定して用いるも		非常用自家発電装置	配水池(高岡/発電機出力105kVA/変圧器(高圧)容量150kVA/DC電源蓄電池容量100Ah/軽油貯蔵量490ℓ(発電方式:ディーゼル機関)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
水質汚濁防止法 第14条の2 (事故時の措置)	特定施設・貯油施設等の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が当該特定事業場・当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。	屋内タンク貯蔵所	高岡配水池/貯蔵量490 Q (貯蔵物・軽油)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

# 環境活動報告シート 令和4年度

4							
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等		規模,能力等	<u> </u>
鈴鹿市火災予防条例 第46条	指定数量の5分の1 危険物を貯蔵し,又 者は,あらかじめ, け出なければならな 同項の貯蔵及び取扱 る場合について準用 5分の1以上指定数 所】危険物の指定数 所】危険物の非水溶 第3石油類(重油等 2,000L	は取り扱おうとする その旨を消防長に届 い/前項の規定は, いを変更又は廃止す する。【指定数量の 量未満の危険物貯蔵 量〇第2石油類(灯 性液体 1,000L〇		屋内タンク貯蔵所	高岡配水池	也/貯蔵量490 <i>0</i> 油)	(貯蔵物・軽
年間総合実施状況(入力 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点				

国府配水池

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)

## 環境活動報告シート(令和4年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例

:当初提出時に入力する箇所

:上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

: 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

#### Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市火災予防条例第44条	火を使用する設備又で 火災の発生のおそれの 火災の発生ののようで を設しませる。 ではいいではいいで ではいで ではいいで ではいいで ではいで ではいいで ではいいで ではいいで ではいいで ではいいで ではいで ではいいで ではいいで ではいいで ではいで ではいで ではいで ではいで ではいで ではいで ではいで ではいで ではいで ではいで ではいで ではいで ではいで では では では では では では では では では では では では では	のある設備のうち, 路(補足事項参 とする者は,あらか 長に届け出なければ の恐れのある設備】 の炉〇ボイラー又は 別湯湯して用いるも 高圧の変電設備(全		非常用自家発電装置	配水池(国府/発電機出力12kVA/変圧器(高圧)容量-kVA/DC電源蓄電池容量-Ah/軽油貯蔵量198ℓ(発電方式:ディーゼル機関)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な	3月)	遵守	変更点		

国府第二配水池

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)

# 環境活動報告シート(令和4年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

几例

:当初提出時に入力する箇所

:上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

: 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

#### Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1					
適用法令等		事項		該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市火災予防条例第44条	火を使用する設備又 火災の発生のおそれの 火災の発生のの 大に掲げるを でした。 でいる ではいいででは ではいいででは ではいいででは ではいいででは では ではいいででは では では では では では では では では では では では では	のある設備のうち, 略(補足事項参 とする者は,あらか 長に届け出なければ の恐れのある設備】 の炉〇ボイラー又は 湯湯沸し設備〇内燃 (固定して用いるも 高圧の変電設備(全		非常用自家発電装置	配水池 (国府第2/発電機出力7.5kVA/変圧器(高圧)容量-kVA/DC電源蓄電池容量-Ah/軽油貯蔵量28ℓ(発電方式:ディーゼル機関)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

山本配水池

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)

# 環境活動報告シート(令和4年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例

:当初提出時に入力する箇所

:上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

: 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

#### Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市火災予防条例第44条	火を使用する設備又で 火災の発生のおそれの 火災の発生ののようで を設しませる。 ではいいではいいで ではいで ではいいで ではいいで ではいで ではいいで ではいいで ではいいで ではいいで ではいいで ではいで ではいいで ではいいで ではいいで ではいで ではいで ではいで ではいで ではいで ではいで ではいで ではいで ではいで ではいで ではいで ではいで ではいで では では では では では では では では では では では では では	のある設備のうち, 路(補足事項参 とする者は,あらか 長に届け出なければ の恐れのある設備】 の炉〇ボイラー又は 3湯湯ルし設備〇内燃 (固定して用いるも 高圧の変電設備(全		非常用自家発電装置	配水池(山本/発電機出力5kVA/変圧器(高圧)容量-kVA/DC電源蓄電池容量-Ah/軽油貯蔵量90ℓ(発電方式:ディーゼル機関)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な	3月)	遵守	変更点		

庄内第一配水池

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)

## 環境活動報告シート(令和4年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例

:当初提出時に入力する箇所

:上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

: 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1					
適用法令等	遵守事	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市火災予防条例第44条	火を使用する設備又は 火災の発生のおそ省と 火災の発生のおる。 (場けるものよう をの旨を とのよう をのい でのは でのは での での での での での での での での での での での での での	対して用いるも を を は の の の の の の の の の の の の の		非常用自家発電装置	配水池(庄内第1/発電機出力5kVA/変圧器(高圧)容量-kVA/DC電源蓄電池容量-Ah/軽油貯蔵量50ℓ(発電方式:ディーゼル機関)
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点		

庄内第二配水池

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)

# 環境活動報告シート(令和4年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例

:当初提出時に入力する箇所

:上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

:必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

#### Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市火災予防条例第44条	火を使用する設備又に 火災の発生のおく (大力でではないが必要に (大力でではないが必要ではないが必要では (大力でではないが必要ではないが必要では (大力ではないが必要ではないが必要では (大力ではないが必要ではないが必要である。 (大力ではないが必要ではないが必要ではない。 (大力ではないない。) (大力ではないないない。) (大力ではないないないない。) (大力ではないないないない。) (大力ではないないないないない。) (大力ではないないないないないない。) (大力ではないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	Dある設備のうち, 各(補足事項参 とする者は,あらか 長に届け出なければ D恐れのある設備】 D炉〇ボイラー又は 湯湯沸し設備〇ちも 湯に関けして用いるも るにの変電設備(全		非常用自家発電装置	配水池(庄内第2/発電機出力5kVA/変圧器(高圧)容量-kVA/DC電源蓄電池容量-Ah/軽油貯蔵量50ℓ(発電方式:ディーゼル機関)
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点		

大久保第一配水池

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)

# 環境活動報告シート(令和4年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

几例

:当初提出時に入力する箇所

:上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

:必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

#### Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市火災予防条例第44条	火を使用する設備又に 火災の発生のおく省局 火災の発生ののの 大に掲げるもののよう である。 でのはが必要を でのを でのはが必要ない でのでは でのが必要が でのが必要が でのが必要が でのが必要が でのが必要が でのが必要が でのが必要が でのが必要が でのが必要が でのが必要が でのが必要が でのが必要が でのが必要が でのがのである。 でのは でのがのである。 でのは でのと でのと でのと でのと でのと でのと でのと でのと でのと でのと	Dある設備のうち, 各(補足事項参 とする者は,あらか 長に届け出なければ D恐れのある設備】 D炉〇ボイラー又は 湯湯沸し設備〇ちも 湯に関けして用いるも るにの変電設備(全		非常用自家発電装置	配水池(大久保第1/発電機出力 105kVA/変圧器(高圧)容量-kVA/DC 電源蓄電池容量-Ah/軽油貯蔵量190ℓ (発電方式:ディーゼル機関)
	年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		変更点		

大久保第二配水池

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)

# 環境活動報告シート(令和4年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例

:当初提出時に入力する箇所

:上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

: 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### Ⅲ 施設及び設備等の点検

• 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。

・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市火災予防条例第44条	火を使用する設備又 火災の発生のおく省 火災の発生のおく省 を記しまり、その を記しまりでは ではいい。 ではいいでは、 ではいいでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	のある設備のうち,路(補足事項参とする者は,あらか長に届け出なければの恐れのある設備】の恐れのある設備】の炉〇ボイラー又は湯湯沸し設備〇内は湯湯沸し設備〇も高圧の変電設備(全		非常用自家発電装置	配水池(大久保第2/発電機出力5kVA/変圧器(高圧)容量-kVA/DC電源蓄電池容量-Ah/軽油貯蔵量50ℓ(発電方式:ディーゼル機関)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

小岐須配水池

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)

# 環境活動報告シート(令和4年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例

:当初提出時に入力する箇所

:上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

: 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

#### Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市火災予防条例第44条	火を使用する設備又に 火災の発生のおく 次に掲げるもののよう であると であると であるない であるない であるない であるない であるない であるない である。 である。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	Dある設備のうち, 各(補足事項参 とする者は,あらか 長に届け出なければ D恐れのある設備】 D炒〇ボイラー又は 湯湯沸し設備〇ち 湯に関けいるも 高圧の変電設備(全		非常用自家発電装置	配水池(小岐須/発電機出力5kVA/変圧器(高圧)容量-kVA/DC電源蓄電池容量-Ah/軽油貯蔵量50ℓ(発電方式:ディーゼル機関)
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点		

椿一ノ宮配水池

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)

# 環境活動報告シート(令和4年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例

:当初提出時に入力する箇所

:上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

:必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

#### Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市火災予防条例第44条	火を使用する設備又 火災の発生のおそれの 火災の発生のおると を設置を であると であると であると であると であると であると である。 である。 では では では では では では では では では では では では では	のある設備のうち, 路(補足事項参 とする者は,あらか 長に届け出なければ の恐れのある設備】 の炉〇ボイラー又は 別湯湯して用いるも 高圧の変電設備(全		非常用自家発電装置	配水池(椿一宮/発電機出力5kVA/変 圧器(高圧)容量-kVA/DC電源蓄電池容 量-Ah/軽油貯蔵量70ℓ(発電方式: ディーゼル機関)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な	3月)	遵守	変更点		

平田一号水源

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)

## 環境活動報告シート(令和4年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例

:当初提出時に入力する箇所

:上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

:必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市火災予防条例第44条	機関による発電設備の)〇高圧又は特別	のある設備のうち, 略(補足事項参 とする者は,あらか 長に届け出なければ の恐れのある設備】 の炉〇ボイラー又は 冷湯湯沸し設備〇内燃 (固定して用いるも		非常用自家発電装置	水源(平田1号/発電機出力125kVA/変圧器(高圧)容量75kVA/DC電源蓄電池容量100Ah/軽油貯蔵量490ℓ(発電方式:ディーゼル機関)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

2					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
水質汚濁防止法 第14条の2 (事故時の措置)	特定施設・貯油を設定を発生し、野油を制造を発生し、業場によりで発生のでは、当該特定はは、は、当該特定はは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	質又は油を含む水がら 該貯油事業場等から で、又は生活環境に を取があるとは生活環境は き物質とかのできる きがのでかにそのの でででである。 ででででではいる。 ででででででいる。 ででででででいる。 ででででででいる。 でででででいる。 でででででいる。 でででででいる。 でででででいる。 でででででいる。 でででででいる。 でででででいる。 でででででいる。 でででででいる。 ででででででいる。 ででででででいる。 ででででででいる。 ででででででいる。 ででででででいる。 ででででででいる。 ででででででいる。 ででででででいる。 でででででいる。 でででででいる。 でででででいる。 ででででいる。 でででででででいる。 ででででででいる。 ででででいる。 ででででいる。 ででででいる。 でででででいる。 ででででいる。 ででででいる。 でででいる。 でででででいる。 ででででででででいる。 ででででででいる。 でででででででででで		屋内タンク貯蔵所	平田1号水源/貯蔵量4900(貯蔵物・軽油)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

3					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市火災予防条例 第46条	指定数量の5分の1月 危険物を貯蔵し、又付 者は、あらかじめ、付 け出なければならない 同項の貯蔵及び取扱り る場合について準用 5分の1以上指定数 所】危険物の指定数 油、軽油等) 第3石油類(重油等) 2,000L	は取り扱おうとする その旨を消防長は, ハを変更又は廃止す する。【指定数量の 量未満の危険物貯蔵 量の第2石油類(灯 生液体 1,000L〇		屋内タンク貯蔵所	平田1号水源/貯蔵量490 Q (貯蔵物・軽油)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

西冨田第二水源

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)

## 環境活動報告シート(令和4年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

几例

:当初提出時に入力する箇所

:上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

: 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

#### Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市火災予防条例第44条	火を使用する設備又で 火災の発生のおるで 大災の発生のののので で で で で で で で で で で で で で で い で い	のある設備のうち,路(補足事項参とする者は、あらか長に届け出なければの恐れのある設備】のが「ではないが、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、		非常用自家発電装置	水源(西冨田2号/発電機出力125kVA /変圧器(高圧)容量-kVA/DC電源蓄電 池容量-Ah/軽油貯蔵量1900(発電方 式:ディーゼル機関)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

和泉一号水源

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)

# 環境活動報告シート(令和4年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例

:当初提出時に入力する箇所

:上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

:必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市火災予防条例第44条	火を使用する設備又「 火災の発生のおって、 火災の発生のあるでは をいるでは でいるで でいるで	のある設備のうち, 路(補足事項参 とする者は,あらか 長に届け出なければ の恐れのある設備】 の炉〇ボイラー又は 湯湯沸し設備〇も 高圧の変電設備(全		非常用自家発電装置	水源(和泉1号/発電機出力60kVA/変圧器(高圧)容量-kVA/DC電源蓄電池容量-Ah/軽油貯蔵量190ℓ(発電方式:ディーゼル機関)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

和泉二号水源

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)

## 環境活動報告シート(令和4年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例

:当初提出時に入力する箇所

: 上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

: 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市火災予防条例第44条	火を使用する設備又「 火災の発生のおって、 火災の発生のおって、 というではいるではいい。 というではいいでは、 ではいいでは、 ではいいでは、 ではいいでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	のある設備のうち,路(補足事項参とする者は,あらかまに届け出なければの恐れのある設備】の恐れのある設備】の「ボイラー又は」の「湯湯沸し設備〇内燃湯湯にして用いるもらにの変電設備(全		非常用自家発電装置	水源(和泉2号/発電機出力100kVA/変圧器(高圧)容量-kVA/DC電源蓄電池容量-Ah/軽油貯蔵量190ℓ(発電方式:ディーゼル機関)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

和泉三号水源

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)

## 環境活動報告シート(令和4年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例

:当初提出時に入力する箇所

:上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

:必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1					
適用法令等	遵守	事項		該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市火災予防条例第44条	火を使用する設備又 火災の発生のおので 大人の発生ののの 大人の 大人の 大人の 大人の 大人の 大人の 大人の 大人の 大人の	のある設備のうち, 路(補足事項参 とする者は,あらか 長に届け出なければ の恐れのある設備】 の炉〇ボイラー又は 湯湯沸し設備〇も 高圧の変電設備(全		非常用自家発電装置	水源(和泉3号/発電機出力100kVA/ 変圧器(高圧)容量-kVA/DC電源蓄電池 容量-Ah/軽油貯蔵量190ℓ(発電方 式:ディーゼル機関)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	変更点		

太陽の街ポンプ所

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)

# 環境活動報告シート(令和4年度)

※原則, 小数点第2位まで入力

凡例

:当初提出時に入力する箇所

: 上半期提出時に入力する箇所

:下半期提出時に入力する箇所

: 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

### Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動,施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は,「変更点」に入力してください。

1					
適用法令等	遵守事			該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市火災予防条例第44条	火を使用する設備又は 火災の発生のおそれの 次に掲げるものよう としか、その旨を消防 というない ではいかが必要なり ではが必要なり ではが必要なり でが必要なり でが必要なり でが必要ない でが必要ない でが必要ない でが必要ない でが必要ない でが必要ない でが必要ない でが必要ない でが必要ない でが必要ない でが必要ない でが必要ない でが必要ない でが必要ない では、 でが必要ない では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	ある設備のうち, (補足事項参 する者は,あらか に届け出なければ 恐れのある設備】 やのボイラー スは 場湯 は は 場別 に に の で に に の と に に の 変電 設備 (全)		非常用自家発電装置	ポンプ所(太陽の街/発電機出力 45kVA/変圧器(高圧)容量-kVA/DC 電源蓄電池容量-Ah/軽油貯蔵量480ℓ (発電方式:ディーゼル機関)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		遵守	变更点		

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
水質汚濁防止法 第14条の2 (事故時の措置)	特定施設・貯油施設等の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が当該特定事業場・当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く有害物質又は油を含されの排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。	屋内タンク貯蔵所	太陽の街ポンプ所/貯蔵量4800(貯蔵物・軽油)
年間総合実施状況(入力) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動,設備等	規模,能力等
鈴鹿市火災予防条例 第46条	指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない/前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを変更又は廃止する場合について準用する。【指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物貯蔵所】危険物の指定数量○第2石油類(灯油、軽油等)非水溶性液体 1,000L○第3石油類(重油等)非水溶性液体 2,000L	屋内タンク貯蔵所	太陽の街ポンプ所/貯蔵量480 (貯蔵物・軽油)
年間総合実施状況(入力: 選択リストから遵守・未遵守・評価事象な		変更点	_